

警視庁職員相談制度運営規程

平成9年10月15日
訓令甲第23号

存続期間

(目的)

第1条 この規程は、職員等の生活の一層の安定及び勤務能率の向上のために職員等の困り事や悩み事の緩和及び解消を図る職員相談制度の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員相談とは、その内容を問わず、職員及びその家族等からの困り事や悩み事の相談をいう。
- (2) 生活設計とは、充実した人生を送るため、将来の生活の状態及び変化を考慮しながら作成する計画をいう。
- (3) 職員相談制度（以下「相談制度」という。）とは、警視庁職員相談支援センター（以下「職員相談支援センター」という。）及び各所属における職員相談の受理、当該職員相談に対する助言又は指導及び生活設計に対する支援並びにこれらに伴う必要な研究を行う制度をいう。

(相談制度の運営等)

第3条 すべての職員が互助の精神をもって相談制度に参画することを原則とするが、その運営は、主として職員相談支援センター及び各所属において行う。

- 2 相談制度の効果的運営のため、各所属に統括相談員、相談員及び相談事務取扱者（以下「所属相談員等」という。）を置く。

(職員相談支援センター)

第4条 職員相談支援センターは、すべての困り事や悩み事の相談を受理するほか、職員の生活設計に関する支援を行う。

- 2 複雑・困難な職員相談の受理は、原則として職員相談支援センターにおいて行う。

(所属相談員等の指定等)

第5条 警務部長は、所属相談員等を、次により指定し、又は指名するものとする。

(1) 統括相談員

ア 警視庁本部の課、部の付置機関、警察学校、方面本部、匿名・流動型犯罪グループ対策本部及びサイバーセキュリティ対策本部にあつては、庶務を担当する課長代理、管理官、副隊長又はこれらに相当する職にある者を指定すること。

イ 警察署にあつては、副署長又は次長を指定すること。

(2) 相談員

所属長が推薦した者の中から、人格及び識見に優れ、相談員として適任と認められるものを複数名指名すること。

(3) 相談事務取扱者

所属長が推薦した者の中から、相談事務取扱者として適任と認められるものを指名すること。この場合、相談員と兼務させることができる。

- 2 所属相談員等は、職員相談支援センターと連携を密にし、相談制度の効果的運営に努める

ものとする。

(所属長の責務)

第6条 所属長は、相談制度の効果的運営について所属相談員等を指揮監督するものとする。

2 所属長は、統括相談員、相談員その他の職員から、職員相談に関して勤務調整の申出があった場合は、努めて便宜を図るものとする。

(秘密の保持)

第7条 職員相談により知り得た事項については、秘密を厳守しなければならない。

(広報・啓発等)

第8条 警務部長は、相談制度の効果的運営を期するため、あらゆる機会をとらえて相談制度に関する広報・啓発及び指導・教養に努めるものとする。

(委嘱)

第9条 警務部長は、相談制度の効果的運営を期するために必要がある場合は、専門的な知識・経験を有する者に対し、相談制度の業務の一部を委嘱することができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成9年11月1日から施行する。